

分類事項の論点

※以下、項番号は「分類事項一覧」の「事項番号」に基づく。

2 所得構成（資料 1 - 1 別紙 3 10 ページ参照）

基本調査・簡易調査の「年収・貯蓄等調査票」と、家計調査・家計調査世帯特別調査の「年間収入調査票」、「家計調査世帯特別調査票」での構成の違いを考慮する必要があるか。

(1) 調査票の項目構成

基本調査・簡易調査・・・「①世帯主」「②世帯主の配偶者」「③他の世帯員 65 歳未満」
「④他の世帯員 65 歳以上」の 4 区分で調査
家計調査・特別調査・・・「①世帯主」「②他の世帯員」の 2 区分で調査

(2) 分類事項一覧（資料 1 - 1 別紙 3 10 ページ参照）

所得構成 42 区分では「勤め先収入」、「公的年金・恩給給付」及び「企業年金・個人年金給付」をそれぞれ「世帯主」、「世帯主の配偶者」及び「他の世帯員」3 区分で表章
所得構成 29 区分では、世帯主との続き柄別の表章を行わない

(3) 対応案

(案 1) 原案（資料 1 - 1 別紙 3 10 ページ参照）のまま

(案 2) 所得構成 42 区分を「世帯主の配偶者」と「他の世帯員」を区分しない 39 区分に修正し、全国表を中心に適用。42 区分は「参考表」として 1 表程度だけ作成

(参考) 家計調査世帯特別調査票から続き柄別への分配に支障がある世帯の割合（見込み）

【勤め先収入】 就業者数が 3 人以上の世帯で支障が出ると想定

$$434 \text{ 万世帯 (有業者 3 人以上の世帯数)} / 3936 \text{ 万世帯 (有業者 1 人以上の世帯)} = 0.11$$

(2017 年就業構造基本調査)

$$0.11 \times 5879 \text{ (特別調査世帯数)} / 45815 \text{ (家計総合集計体系対象世帯数)} = 1.4\%$$

【年金給付関係】 65 歳以上世帯員が 3 人以上の世帯で支障が出ると想定

$$32 \text{ 万世帯 (65 歳以上 3 人以上の世帯数)} / 2171 \text{ 万世帯 (65 歳以上 1 人以上の世帯)} = 0.015$$

(2015 年国勢調査)

$$0.015 \times 5879 \text{ (特別調査世帯数)} / 45815 \text{ (家計総合集計体系対象世帯数)} = 0.2\%$$

3 資産・負債の種類（資料1-1別紙3 11ページ参照）

「総（粗）資産額（＝減価償却前）」「純資産額（＝減価償却後）」の別に結果表を作成していたが、「純資産額」に体系を一本化する予定。併せて、「金融資産と実物資産を合算した項目」の項目名を再検討。また、第5回分科会での「貯蓄」の語に関する指摘への対応を検討

(1)2014年調査

結果表一覧上の、表のグループの見出し：「家計資産に関する結果（純資産）」「家計資産に関する結果（総資産）」

表のタイトル：●●別1世帯当たり資産額

表側など：「資産総額（資産合計）（①+②）」、「①金融資産（貯蓄－負債）」、「貯蓄現在高」、「負債現在高」、「②実物資産」

(2)平成31年全国消費実態調査分科会（第5回）での指摘（抜粋）

「貯蓄(savings)」というのは経済学の世界ではフローのうち蓄積に回った部分のことを指すので、「年収・貯蓄等調査票」という名称は不適切ではないか。全国消費実態調査は、単身世帯を含めて包括的に資産を調べているという点が強みであり、それも踏まえて「年収・資産等調査票」といった名称に変更してはいかがか。

(3)対応案

2014年調査との接続性や他調査との関係も考慮し、以下のとおりとしてはどうか。

結果表一覧上の、表のグループの見出し：「家計資産に関する結果（純資産）」

表のタイトル：●●別1世帯当たり資産額 （純資産額）

表側など：「資産総額（資産合計）（①+②）」、「①純金融資産（貯蓄－負債）」、「金融資産残高（貯蓄現在高）」、「金融負債残高」、「②住宅・宅地」

13 地域区分（資料1-1別紙3 22ページ参照）

「（都道府県内）経済圏」の名称を、よりわかりやすく表章する。

（例）「（北海道）経済圏A」→「北海道 経済圏A（道南圏）」

18 世帯主の職業（資料 1－1 別紙 3 27 ページ参照）

不詳（分類不能）の表章をどうするか。

(1) 調査の実施状況

2014 年調査では、調査項目「本人のしている仕事の内容」が記入拒否等の場合でも、他の調査項目（勤め先又は自営事業の「名称」、「事業の内容」など）から職業分類の補定を行っていた。

2019 年調査では、調査項目の削減により職業分類の補定が困難なケースがあり、一定数の不詳が発生する見込み。

(2) 対応案

職業不詳（分類不能）については、「平均（総数）」に含め、内訳には含めない。なお、調査項目「就業・非就業の別」の記入により、職業分類不詳だが「勤労者」であることが分かるケースがあるため、「勤労者」と「非勤労者」のそれぞれにも職業不詳を含める扱いとする。（勤労者であるか否かもわからない場合は、便宜「非勤労者」のうちの職業不詳と整理する。

19 世帯主の勤め先企業規模（資料 1－1 別紙 3 28 ページ参照）

不詳の表章をどうするか。

「18 世帯主の職業」と同様に、2014 年調査では補定対応していたが、2019 年調査では調査項目削減により補定困難となり、一定数の不詳が発生する見込み。

20 （世帯主の）学歴（資料 1－1 別紙 3 29 ページ参照）

新規調査項目。また、不詳の表章をどうするか。

(1) 調査の実施状況

一定数の不詳が発生する見込み。また、世帯主が「未就学・その他」に該当する者は、非常に少ない見込みである。また、「未就学・その他」と回答した世帯主の中には本来「卒業」と記入すべき者が相当数含まれる可能性。

(2) 対応案

不詳及び「その他」については、「平均（総数）」に含め、内訳には含めない。また、「卒業」であり学校の種別のみ不詳である者は「卒業」に含め、内訳には含めない。

21 (世帯主の) 就業時間 (資料 1-1 別紙 3 30 ページ参照)

新規調査項目。また、不詳の表章をどうするか。

23 高齢者世帯類型 (資料 1-1 別紙 3 33 ページ参照)

分類・定義の整理が必要か。

「高齢者のいる世帯」65 歳以上の無職の世帯員がいる世帯

「高齢者夫婦世帯」夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

「夫婦高齢者世帯」65 歳以上の夫婦のみの世帯

(参考)「高齢者夫婦世帯」の結果表ダウンロード数と「夫婦高齢者世帯」の結果表ダウンロード数には、ほとんど差がない。

24 世帯主の配偶者の有無、28 非同居家族のいる世帯 (資料 1-1 別紙 3 34、38 ページ参照)

「主たる家計維持者が長期不在の世帯」の分類上の位置づけは適切か。

2014 年調査では「非同居家族のいる世帯」による分類のみ表章。2019 年調査では「主たる家計維持者が長期不在の世帯」について「世帯主の配偶者の有無」と結合した分類を資料 1-1 別紙 3 34 ページのとおり新設するが、ニーズがあるか。

25 非就業者の有無 (資料 1-1 別紙 3 35 ページ参照)

「仕事を探している非就業者」について細分化を図るが適切か。

2014 年調査では「仕事を探している非就業者」を「世帯主」、「世帯主の配偶者」、「他の世帯員」に分けた上で、それぞれを該当者の 10 歳階級区分で表章。

2019 年調査では、世帯内で複数の者が仕事を探している場合について、探している者の組み合わせ別に表章する方向 (資料 1-1 別紙 3 35 ページ参照) だが、ニーズがあるか。

なお、家計調査世帯特別世帯では、「他の世帯員」について仕事を探しているか否かを調査しておらず、不詳として集計することとする。

(参考)「仕事を探している非就業者」の想定集計世帯数 (基本調査)

世帯主が「仕事を探している非就業者」=510 世帯程度

世帯主の配偶者が「仕事を探している非就業者」=1280 世帯程度

他の世帯員が「仕事を探している非就業者」=1330 世帯程度

32 住宅ローンの有無（資料1-1別紙3 42ページ参照）

「住宅ローンのある世帯」の定義は妥当か。

2014年調査では、「住宅ローンのある世帯」を、年収・貯蓄等調査票に住宅等に関する借入金残高のある世帯と定義。一方で、家計簿からフローで住宅ローンを返済している者も把握することが可能。

2019年調査では、世帯票からも、フローで住宅ローンを返済している者を把握可能となっている。

借入金残高のある者と、返済をしている者は必ずしも一致しない。

結果表章の目的に照らし、残高で定義するのが妥当なのか、返済状況で定義するのが妥当なのか。また、「住宅ローン残高のある」などと名称変更すべきか。

38 購入形態（資料1-1別紙3 48ページ参照）

第9回消費統計研究会の資料1のとおり、以下の区分による表章とする。

< 3区分 >

①現金（ポイント、商品券、デビットカード、口座間振込等、自分の店の商品を含む。）、②クレジット・掛買い・月賦（電子マネー（ポストペイ）を含む。）、③電子マネー（プリペイド）

< 4区分：参考表用（基本調査のみで集計） >

①現金（商品券、デビットカード、口座間振込等、自分の店の商品を含む。）、②クレジット・掛買い・月賦（電子マネー（ポストペイ）を含む。）、③電子マネー（プリペイド）、④ポイント